

鳥取県支え愛就労環境整備補助金のご案内

就労の困難な方の就労を促進するため、県内事業者が対象の方を正規雇用する場合に必要となる施設・設備等整備、備品購入等に要する経費を助成します。

<補助金の概要> ※事業の詳細は、HPに掲載している補助金交付要綱等でご確認ください。

項目	説明
対象者	次の（１）又は（２）に該当する県内事業者 （１）新たに中間的就労体験者を正規雇用する者 （２）新たに中高年世代の不安定就労者等を正規雇用する者 ※中間的就労体験者 鳥取県が行う低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（様々な事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や就労体験の機会を提供し、就労に向けた支援を行う事業）を体験した方をいいます。 ※中高年世代の不安定就労者等 35歳以上の次に掲げる者等安定した就労の経験が乏しい方をいいます。 ア 過去1年間正社員として雇用されておらず、かつ直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の方 イ 概ね1年以上臨時的若しくは短期的な就業を繰り返す、又は臨時的若しくは短期的な就業と失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方 ウ 非正規雇用の就業経験が多い、又は正規雇用後1年未満の短期間で離職した方 エ 過去1年以上雇用形態に関わらず雇用されていない方 ※正規雇用 期間の定めのない契約に基づく雇用で、週の労働時間が20時間以上であるものをいいます。ただし、就労継続支援A型の利用者としての雇用は対象外です。
対象経費	就労困難者を雇い入れるために真に必要な施設、設備等の整備、備品等の購入、研修の実施等に要する経費 ※消費税及び地方消費税は対象経費に含めません。 ※県内事業者への発注に努めなければなりません。
補助限度額	36万円に新たに正規雇用する就労困難者と交付申請時点で正規雇用した日から起算して3か月が経過していない就労困難者の合計人数を乗じて得た額。 ※同一年度、同一事業者への補助は100万円を上限
補助率	2/3
事業実施期間	交付決定を受けた日から、令和9年3月31日まで

【提出・問合せ先】

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



【補助金事務の流れ】

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①補助金交付申請書提出	申請者	事業実施前 ※遅くとも事業着手の 20日前	事業開始までに交付決定を受けられるように補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、根拠書類（正規雇用が分かる書類等）を添付の上、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
②補助金交付決定	県	①の受付後30日以内	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定（又は不決定）します。
③補助金事業の実施	申請者	交付決定後～ 令和9年3月31日	交付決定後に、事業を開始してください。 ※交付決定前の契約・支出案件は補助対象外です。
④補助金実績報告書提出	申請者	事業終了後30日を経 過する日まで又は 令和9年4月10日のい ずれか早い日	事業が完了したら、補助金事業報告書、収支決算書、口座振込依頼書を作成し、支出の根拠書類（領収書の写し等）を添えて、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
⑤補助金額の確定	県	④の受領・審査後、速 やかに	提出された実績報告書を県雇用・働き方政策課で審査し、補助金額を確定します。
⑥補助金支払	県	確定通知送付から2 週間程度	補助金を口座に振り込みます。

【提出書類】

提出書類は県公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/312650.htm>）からダウンロードしてください。

【書類の提出方法】 *以下のいずれかの方法で提出してください。

- 電子申請の場合…とっとり電子申請サービスのフォームから必要書類を提出してください。（提出書類を掲載しているウェブページ↑にリンクを掲載しています。）
- メール・郵送・持参の場合…表面の【提出・問合せ先】へ必要書類を提出してください。

【補助金申請にあたっての留意事項】

- ※交付決定前に契約、支払いなどをしてきた経費については補助金を交付できませんので、計画を立てたら早めに申請してください。
- ※消費税分は補助対象経費となりませんので、申請額・報告額は税抜きで記載してください。
- ※補助金は精算払します。
- ※実績報告書を提出いただく際に、支出が分かる書類（領収書の写し等）の添付が必要ですので、事業に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

<参考：中間的就労体験>

鳥取県が中間的就労支援推進事業を委託した事業者が実施する事業です。

詳細は以下の問合せ先にご連絡をお願いします。

【問合せ先】

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 さんせるとっとり事業所 倉吉事務所
〒682-0803 倉吉市見日町600番地2階

電話：0858-24-6551 ファクシミリ：0858-24-6556